

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成28年11月28日

証拠説明書(B号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜



同

茅 根 熙



同

春 原



同

江 口 正



同

池 田 秀



同

長 原



同

八 木



同

濱 松 慎



同

川 島



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙B号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙B第128号証

証拠の標目	原子力発電所と活断層・破碎帯 (電気評論2014年8月号所収) [51ないし56頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年8月10日
作成者	奥村晃史
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、変動地形学の研究者である筆者（広島大学大学院教授、日本第四紀学会副会長）が、原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合の構成等における問題点を論じたものである。</p> <p>本書証によって、「2012年10月に組織された有識者会合は、重要施設直下・近傍の破碎帯を調査して断層変位の可能性を検討することを目的とした。2011年以後の原子力安全・保安院の意見聴取会で検討された破碎帯の多くは、それ以前の調査・審査において活断層ではないことが確認された破碎帯であった。そこには活断層の存在を示す変動地形は存在せず、破碎帯からも最近12～13万年間の活動の痕跡は得られていなかった。」とされたとおり、有識者会合の評価</p>

	<p>対象は、破碎帯であって活断層ではないこと（準備書面(26)第2章第1の1（5頁）：本書証54，55頁）を明らかにする。</p>
--	--

乙B第129号証

証拠の標目	<p>重要原子力施設直下・近傍の活断層 (日本原子力学会誌55巻6号所収) [314, 315頁, 奥付]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年4月22日
作成者	奥村晃史
立証趣旨	<p>本書証は、変動地形学の研究者である筆者（広島大学大学院教授，日本第四紀学会副会長）が，原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合の構成等における問題点を論じたものである。</p> <p>本書証によって，以下のことを明らかにする。</p>
【分類③】	<p>・「断層変位から施設の安全性を考えるには二つの段階がある。第1は断層変位の可能性を示す信頼すべき証拠であり，第2は断層変位が施設に影響を与えるかどうかの検討である。第1段階をクリアするためには，施設直下に存在する破碎帯・不連続面・割れ目そのものを調査して活動履歴と将来の活動性を検討できる構造地質学や断層岩の専門家が必要である。第2段階では，地盤の安定性が工学的な見地を含めて検討されるべきである。そのためには構造地質学，岩盤力学，地盤工学の立場からの調査と解析が必要であり，さらに施設そのものについても検討が必要である。」として，本来，有識者会合には，破</p>

砕帯に係る専門的知見を有する構造地質学等の専門家が必要であると指摘されており、また、砕帯そのものの評価のみならず、原子力発電所施設への影響を含めた評価を行うためには、岩盤力学や地盤工学の立場からの調査と解析も必要であると指摘されていたこと（準備書面(26) 第2章第1の1（5, 6頁）：本書証315頁）

- ・「2012年9月に発足した原子力規制委員会で敷地内砕帯等の問題が最初の検討事項の一つとなり、砕帯等を調査するための有識者会合が組織されるにいたった。地球惑星科学関連4学会への依頼は、砕帯等調査のために活断層認定、活断層調査、活断層調査計画の立案等に詳しい研究者を推薦することであった。これは矛盾している。なぜなら、活断層調査は変動地形に基づく活断層認定を基本とするが、砕帯調査は断層岩・断層物質分析や構造地質学の課題である。結果的に有識者のほぼ4分の3が活断層・変動地形の専門家、4分の1が断層岩・断層物質の専門家となった。このような有識者会合による調査の問題点は、調査対象と調査メンバーとのミスマッチである。実際の調査対象は砕帯等であって活断層ではない。対象施設の工事以前の地表には地形を根拠に活断層と呼べるものは存在しない。存在するのは、岩盤中の砕帯や不連続面、割れ目、あるいは局所的な岩盤と第四系の変形であって、活断層が新たな調査によって見つかったわけで

はない。そこに変動地形学の対象は存在しない。」として、有識者会合を構成するメンバーには、破碎帯に係る専門的知見を有する構造地質学の専門家はほとんどおらず、また、岩盤工学、地盤工学等の専門家は全く含まれていないことから、破碎帯の安全性評価において本来必要とされる専門性を欠くことが指摘されていること（準備書面(26) 第2章第1の1（6頁）、同第4章第2の2(1)（25頁）：本書証315頁）

乙B第130号証

<p>証拠の標目</p>	<p>敷地内破碎帯調査の現実と課題 (土木学会ウェブサイト http://committees.jsce.or.jp/ceofnp03/system/files/displacement151013s%EF%BC%88%E5%A5%A5%E6%9D%91%E5%85%88%E7%94%9F%EF%BC%89.pdf よりダウンロード)</p>
<p>原本・写しの別</p>	<p>写し</p>
<p>作成年月日</p>	<p>平成25年10月15日</p>
<p>作成者</p>	<p>奥村晃史</p>
<p>立証趣旨 【分類③】</p>	<p>本書証は、変動地形学の研究者である講演者（広島大学大学院教授，日本第四紀学会副会長）が，土木学会原子力土木委員会断層変位評価小委員会での講演において，原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合の構成等における問題点について講演を行った際の資料である。</p> <p>本書証によって，有識者会合を構成するメンバーを選定するに当たっての「日本活断層学会」等四つの学会への依頼においては，「要件：活断層認定，活断層調査，活断層調査計画の立案等に詳しい。」として，もっぱら活断層の専門家の推薦が依頼されたこと（準備書面(26)第2章第1の1（6頁）：本書証3頁）を明らかにする。</p>

乙B第131号証

証拠の標目	活断層と原子力（抜粋） [91ないし216頁，奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年8月23日
作成者	青柳榮
立証趣旨	<p>本書証は，活断層に関する知見や，原子力発電所の耐震設計について解説した書籍である。</p> <p>なお，本書証の抜粋元は，乙B第102号証と同一である。</p> <p>本書証によって，以下のことを明らかにする。</p>
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者会合を構成するメンバーを選定するに当たって依頼された四つの学会の概要（準備書面(26)第2章第1の1（6頁）：本書証191ないし198頁） ・「敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合で揃えるべき専門性とは」，「活断層学、地盤工学（安定性）、岩石工学（力学、物性）、地震学、数値解析など」であるとして，四学会のみでは必要な知見が得られないと指摘されていること（準備書面(26)第2章第1の1（6頁）：本書証211，212頁） ・日本原子力発電敦賀発電所の有識者会合においては，事業者との科学的議論が尽くされる以前の，第1回評価会合（平成24年12月10日）の段階で，島崎邦彦・原子力規制委員会委員長代理（当

時)により、敷地内破碎帯は活断層であると断定されていること(準備書面(26)第2章第2の1(9頁):本書証112頁)

- ・日本原子力発電敦賀発電所の有識者会合において、島崎氏は、有識者会合のメンバーではない大槻憲四郎・東北大学名誉教授の「コメント」を根拠として事業者の見解を否定しており、事業者に対し、大槻名誉教授と議論を行い、「コメント」の根拠の有無を確認する機会が与えられていないこと(準備書面(26)第2章第2の1(9頁):本書証124頁。なお、大槻名誉教授の「コメント」は、東北電力東通原子力発電所の有識者会合においても、事業者の見解を否定する根拠として用いられている。)
- ・東北電力東通原子力発電所の有識者会合においては、事業者との科学的議論が尽くされる以前の、第1回評価会合(平成24年12月20日)の段階で、島崎邦彦・原子力規制委員会委員長代理(当時)により、敷地内破碎帯は活断層であると断定されていること(準備書面(26)第2章第2の1(9頁):本書証161, 162頁)

乙B第132号証

証拠の標目	インタビュー (撃論第10号所収) [66ないし71頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年4月25日
作成者	遠田晋次
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、地震地質学の専門家（東北大学災害科学国際研究所教授）への原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合等についてのインタビューの内容を取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって、「委員会の人選は、専門性が偏り過ぎています。幅広い専門性を考慮せずに、同じ人たちが同じ目で見れば同じ結論になるのは決まっています」として、有識者会合を構成するメンバーが、必要とされる幅広い専門性を考慮したものとなっておらず、破碎帯の安全性評価において本来必要とされる専門性を欠くことが指摘されていること（準備書面(26)第2章第1の1（6頁）：本書証70頁）を明らかにする。</p>

乙B第133号証

証拠の標目	<p>活断層に関する調査／評価の適切性に関する確認について</p> <p>(日本保全学会ウェブサイト http://www.jsm.or.jp/jsm/images/at/report/JSM_kiseikanren_2_0130.pdf よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年1月30日
作成者	日本保全学会 安全規制関連検討会
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、原子力施設の保全業務の体系化を目的とした学会である日本保全学会が、原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合についての検討結果を取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって、「活断層の評価をするためには日本応用地質学会、土木学会等からも委員を選定すべきではないのか。」として、四学会のみでは必要な知見が得られず、より幅広い学会から専門家を募り、総合的な知見を得る必要性があると指摘されていること（準備書面(26)第2章第1の1(6頁)：本書証3頁)を明らかにする。</p>

乙B第134号証

証拠の標目	<p>提言書：活断層に関する審査検討のあり方について (日本エネルギー会議ウェブサイト http://enercon.jp/wp/wp-content/uploads/2013/03/c7d2ca67153dbc903690e7848c03c86e.pdf よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年2月28日
作成者	日本エネルギー会議
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、エネルギー問題に関する各界の知見の取りまとめを目的とした団体である日本エネルギー会議が、原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合について開催したシンポジウムの内容等を取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって、有識者会合を構成するメンバーについて、「現在のメンバーに加え、岩盤力学、断層岩、地質構造、構造地質学などの分野から人材を迎え、幅広い知識を総合する必要がある」として、四学会のみでは必要な知見が得られず、より幅広い学会から専門家を募り、総合的な知見を得る必要性があると指摘されていること（準備書面(26)第2章第1の1(6頁)：本書証4頁)を明らかにする。</p>

乙B第135号証

証拠の標目	地震と原発－科学的な議論は行われているのか (ENERGY for the FUTURE 2014年第3号所収) [22ないし25頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年6月30日
作成者	遠田晋次
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、地震地質学の専門家（東北大学災害科学国際研究所教授）への原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合等についてのインタビューの内容を取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって、「わたしのように保安院などの旧システムに関わったことがある研究者は、選出から除外されました。我々は当時も中立性を保ち、厳密に審査をしていました。また、長時間かけて敷地内破碎帯の追加調査の立案も行いました。当時頻繁に京都（京大）と霞ヶ関を往復しました。規制庁ができてからは、我々は完全に無視されました。本当に残念ですが、『使い捨て』状態です。」とされるとおり、有識者会合の設置にあたっては、耐震バックチェック等に携わった学識経験者が一律に排除されていること（準備書面(26)第2章第1の2（7頁）：本書証23, 24頁）を明らかにする。</p>

乙B第136号証

証拠の標目	<p>原子力規制体制の制度的課題とその解決策 - 敦賀発電所敷地内破碎帯問題 -</p> <p>(電力中央研究所ウェブサイト http://criepi.denken.or.jp/jp/kenkikaku/report/download/FyFAEWUu0qijNjJrLFUqswtq7fFhP6Qb/report.pdf よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年4月
作成者	田邊朋行
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、日本原子力発電敦賀発電所の有識者会合をはじめとする、原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合の問題点等について検討した報告書である。</p> <p>本書証によって、有識者会合の設置にあたり、「総数に限りのある優秀な専門家（その殆どは、これまで原子力施設の安全審査等に携わった経験があると強く推察される）をそこから除外することとなれば、結果として（略）専門的知見を有さない他分野の専門家によって評価が下されることとなる。」として、耐震バックチェック等に携わった学識経験者が排除された結果、有識者会合を構成するメンバーが本来必要とされる専門性を欠くことが指摘されていること（準備書面(26)第2章第1の2（7，8頁）：本書証30頁）を明らかにする。</p>

乙B第137号証

証拠の標目	<p>第百八十七国会 参議院原子力問題特別委員会会議録第二号</p> <p>(国会会議録検索システム http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/187/0164/18711120164002.pdf よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年11月27日
作成者	参議院事務局
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、平成26年11月12日に開催された参議院原子力問題特別委員会における質疑の内容を記録したものである。</p> <p>本書証によって、浜野喜史議員は、耐震バックチェックや「地震・津波に関する意見聴取会」等に携わった学識経験者を排除した理由や、四つの学会に対していかなる依頼を行い、いかなる基準で有識者会合を構成するメンバーが選定されたかを明らかにするよう求める質問を行ったものの、これらの点について、具体的な回答はなかったこと（準備書面(26)第2章第1の2(8頁): 本書証17頁)を明らかにする。</p>

乙B第138号証

証拠の標目	<p>「活断層」評価 不可解な運営 質問状考慮せず “強行採決” 事業者と対立深まる</p> <p>(産経新聞ウェブサイト http://www.sankei.com/life/print/150325/lif1503250043-c.html よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年3月25日
作成者	株式会社産業経済新聞社
立証趣旨	<p>本書証は、原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合についての新聞記事である。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> ・日本原子力発電敦賀発電所や東北電力東通原子力発電所の有識者会合において、「原子力規制委員会側の調査や会合では不可解な運営があり、事業者が質問状を出しても考慮されなかった。事業者との対立ばかりが目立ち、“強行採決”した形で、規制委としても後味の悪さが残った。」として、事業者との科学的議論が尽くされていないと指摘されていること（準備書面(26)第2章第2の1(9頁)) ・平成26年12月3日、平成26年度第43回原子力規制委員会において、有識者会合による評価にかかわらず、原子力規制委員会が審査を行った上で許可の可否を決定する必要があるとされたことにつ

	<p>いて、「調査団に法的な位置付けがないことが指摘されると、昨年12月、『審査の中で、重要な知見の一つとして参考とする』と方針転換し、調査団の結論を“格下げ”した」とされていること（準備書面(26)第4章第1の2(1)（22頁））</p>
--	--

乙B第139号証

証拠の標目	「原発ゼロ」の真実（抜粋） [248, 249頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年7月7日
作成者	三橋貴明
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、経済評論家である筆者が、原子力発電所の停止による影響等について論じた書籍である。</p> <p>本書証によって、原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合について、「島崎邦彦委員長代理が主導したが、率直に言って『偏向的』な議事進行が目立った。特に、敦賀発電所再稼働の是非にかかわる有識者会合では、島崎氏が第1回の会合でいきなり、『発電所直下の破碎帯は活断層である』と断定し」として、有識者会合においては、事業者との科学的議論が尽くされていないと指摘されていること（準備書面(26)第2章第2の1（9頁）：本書証248頁）を明らかにする。</p>

乙B第140号証

証拠の標目	<p>混乱続く日本原電 敦賀2号機の地質問題 (エネルギーレビュー2016年2月号所収) [42ないし45頁, 奥付]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年1月20日
作成者	石井孝明
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、ジャーナリストである筆者が、原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合について論じたものである。</p> <p>本書証によって、日本原子力発電敦賀発電所の有識者会合においては、公開の評価会合の場ではなく電子メールのやり取りで評価書が取りまとめられており、かつ、当該電子メールが削除されるなど、判断の根拠が不明であり、事業者との科学的議論が尽くされていない旨指摘されていること（準備書面(26)第2章第2の1(9頁): 本書証44, 45頁)を明らかにする。</p>

乙B第141号証

証拠の標目	<p>促進会ニュースレター第27号</p> <p>(原子力の安全と利用を促進する会ウェブサイト http://www.p-nsu.org/image/activity/newsLetter/P-nsu_NewsLetter_27.pdf よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年4月17日
作成者	一般社団法人 原子力の安全と利用を促進する会
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、一般社団法人原子力の安全と利用を促進する会（現・一般社団法人原子力国民会議）が作成したニュースレターである。</p> <p>本書証によって、日本原子力発電敦賀発電所の有識者会合による「評価プロセスは、原電が示したデータ等をきちんと取り上げていない等、技術的な議論が不十分であること、当事者との対話を意図的に避けていること、また国内外の多様な意見に耳を傾けようとしないこと等、技術論と手続論の両面から見て重大な問題がある。」として、有識者会合においては科学的議論が全く尽くされないまま、概査ないし予察段階の結論が維持されていると指摘されていること（準備書面(26)第2章第2の1（9頁）を明らかにする。</p>

乙B第142号証

<p>証拠の標目</p>	<p>敦賀発電所の敷地内破碎帯の評価に関する事実関係について (日本原子力発電株式会社ウェブサイト http://www.japc.co.jp/tsuruga-chousa/list3.html よりダウンロード)</p>
<p>原本・写しの別</p>	<p>写し</p>
<p>作成年月日</p>	<p>平成27年7月2日</p>
<p>作成者</p>	<p>日本原子力発電株式会社</p>
<p>立証趣旨</p>	<p>本書証は、日本原子力発電敦賀発電所の有識者会合に関する事実関係につき、事業者である同社が公表したプレスリリースである。 本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
<p>【分類③】</p>	<p>・「過去2年半の有識者会合及び原子力規制委員会の議論では、終始『K断層とD-1破碎帯との連続性』が論点であったにも拘らず、今回の評価書では、突然、論点をすり替え、具体的根拠を全く示すことのないまま『原子炉建屋直下を通過する破碎帯のいずれかと一連』として、極めて重要な結論部分を変更しています。しかしながら、D-1破碎帯以外の破碎帯とK断層の連続性は、これまでの公開の場での議論で論点となったことは一度もなく、さらにそれらに関するデータも全く示されたことはありません。」として、公開の評価会合以外の場において、評</p>

	<p>価書の重要部分が書き換えられており，書き換えの論拠も示されていないと指摘されていること（準備書面(26)第2章第2の1（9頁）：本書証「その14」）</p> <ul style="list-style-type: none">・全14回の評価会合のうち，7回の評価会合に事業者の出席が認められないなど，評価会合の場において事業者との議論が尽くされていない旨指摘されていること（準備書面(26)第2章第2の1（9頁）：本書証「その4」）
--	--

乙B第143号証

<p>証拠の標目</p>	<p>原子力規制委員会に対する当社からの情報開示請求の結果について (日本原子力発電株式会社ウェブサイト http://www.japc.co.jp/tsuruga-chousa/list3.html よりダウンロード)</p>
<p>原本・写しの別</p>	<p>写し</p>
<p>作成年月日</p>	<p>平成25年10月21日</p>
<p>作成者</p>	<p>日本原子力発電株式会社</p>
<p>立証趣旨 【分類③】</p>	<p>本書証は、日本原子力発電敦賀発電所の有識者会合に関する事実関係につき、事業者である同社が公表したプレスリリースである。</p> <p>本書証によって、敦賀発電所の有識者会合においては、同会合のメンバーではない鈴木毅彦・首都大学東京教授の「電子メール」を根拠として事業者の見解が否定されており、事業者に対し、鈴木教授と議論を行い、当該メールにおけるコメントの根拠の有無を確認する機会が与えられておらず、かつ、同会合後に事業者が行った情報開示請求においても、当該メールは私文書であるとして開示されていないため、事業者に当該メールにおけるコメントの根拠の有無を確認する機会が与えられていないこと（準備書面(26)第2章第2の1(9頁))を明らかにする。</p>

乙B第144号証

証拠の標目	歪み続ける原発を巡る言論 (東北エネルギー懇談会ウェブサイト http://www.t-enecon.com/cms/wp-content/uploads/2013/09/17041c17dec6cf7834bbfc59b679964.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年6月
作成者	東谷暁
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、ジャーナリストである講演者が、福島第一原子力発電所事故後の原子力発電に関する行政、報道等のあり方について論じた講演の記録である。</p> <p>本書証によって、東北電力東通原子力発電所の有識者会合の事前会合（平成24年11月22日開催）において、「(被告注：事業者が)データの細かいところで勝負するのは一種の作戦かもしれません。専門家は細部にこだわりますが、審査は細部にこだわると、相手の術中にはまってしまいます。細部にこだわらず、むしろ細部を除外しても言えることがあります。」「これだけのリスクを抱えて原子力発電を維持することが、はたして地震国である日本において可能かどうか、私は疑問に思います。」などと記載された、池田安隆「下北半島沖の大陸棚外縁断層：地下に横たわる巨大な断層を原発安全審査はどうあつかったのか」(岩波書店「科学」2012年6月号所収)が参考資料とし</p>

	て提示されるなど、出席者に予断を持たせるような運営が行われたこと（準備書面(26)第2章第2の1（9頁）：本書証10ないし12頁）を明らかにする。
--	---

乙B第145号証

証拠の標目	<p>東通原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合における「東北電力株式会社東通原子力発電所敷地内破碎帯の評価について（案）」に対する意見書の提出について</p> <p>（東北電力株式会社ウェブサイト https://www.tohoku-epco.co.jp/news/atom/_icsFiles/afieldfile/2015/01/15/1188823.pdf よりダウンロード）</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年1月15日
作成者	東北電力株式会社
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、東北電力東通原子力発電所の有識者会合が、平成26年12月22日に開催された第12回評価会合で評価書案を取りまとめたことを受けて、事業者である同社が有識者会合に対して意見書を提出したことに関するプレスリリースである。</p> <p>本書証によって、事業者である東北電力が、専門家の見解を踏まえて評価書案に対する意見書を提出し、同意見書を踏まえた上で評価書の取りまとめを行うよう求めたものの、有識者会合は、同意見書提出後の平成27年2月18日にピア・レビュー会合を開催したのみで、同意見書を評価会合において検討することなく評価書の取りまとめを行っていること（準備書面(26)第2章第2の1（9頁））を明らかにする。</p>

乙B第146号証

証拠の標目	<p>石川和男の霞が関政策総研第37回</p> <p>2015年、原子力規制委員会は「科学的・技術的」な集団へ脱皮できるか？</p> <p>(ダイヤモンド社ウェブサイト http://diamond.jp/articles/-/64925 よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年1月13日
作成者	石川和男
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、元政策研究大学院大学客員教授である筆者が、原子力発電所敷地内破砕帯調査に関する有識者会合について論じたものである。</p> <p>本書証によって、有識者会合のピア・レビュー会合は、「再評価」すなわち結論の当否に対する判断は行わず、表現の修正等を行うに過ぎないものとされていること(準備書面(26)第2章第2の2(13頁))を明らかにする。</p>

乙B第147号証

<p>証拠の標目</p>	<p>促進会ニュースレター第20号 (原子力の安全と利用を促進する会ウェブサイト http://www.p-nsu.org/image/activity/newsLetter/P-nsu_NewsLetter_20.pdf よりダウンロード)</p>
<p>原本・写しの別</p>	<p>写し</p>
<p>作成年月日</p>	<p>平成26年12月25日</p>
<p>作成者</p>	<p>一般社団法人 原子力の安全と利用を促進する会</p>
<p>立証趣旨 【分類③】</p>	<p>本書証は、一般社団法人原子力の安全と利用を促進する会（現・一般社団法人原子力国民会議）が作成したニュースレターである。</p> <p>本書証によって、有識者会合のピア・レビュー会合は、「再評価」すなわち結論の当否に対する判断は行わず、表現の修正等を行うに過ぎないものとされていること（準備書面(26)第2章第2の2（13頁））を明らかにする。</p>

乙B第148号証

証拠の標目	<p>活断層調査を巡る問題 (東北エネルギー懇談会ウェブサイト http://www.t-enecon.com/cms/wp-content/uploads/2014/04/hiroba435-tokusyu.pdf よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年1月
作成者	奥村晃史
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、変動地形学の研究者である講演者（広島大学大学院教授，日本第四紀学会副会長）が行った，原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合の構成等における問題点についての講演録である。</p> <p>本書証によって，関西電力大飯発電所においても，本件原子力発電所と同様，旧トレンチのスケッチに見られる地層の段差の評価が発端となって有識者会合が開催されたこと（準備書面(26)第2章第2の3（14頁）：本書証19頁）を明らかにする。</p>

乙B第149号証

証拠の標目	<p>大飯発電所周辺のF-6破碎帯（追加調査） （原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nsr.go.jp/data/000049892.pdf よりダウンロード）</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年8月19日
作成者	岡田篤正
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、京都大学名誉教授（活断層学。関西電力大飯発電所の有識者会合メンバー）である筆者が、同有識者会合に提出した資料である。</p> <p>本書証によって、関西電力大飯発電所においても、本件原子力発電所と同様、旧トレンチのスケッチに見られる地層の段差の評価が発端となって有識者会合が開催されたこと（準備書面(26)第2章第2の3（14頁）：本書証23頁）を明らかにする。</p>

乙B第150号証

<p>証拠の標目</p>	<p>“活断層騒動”を生んだ規制委有識者会合とは何だったのか (日本エネルギー会議ウェブサイト http://enercon.jp/topics/8220/?list=focal より ダウンロード)</p>
<p>原本・写しの別</p>	<p>写し</p>
<p>作成年月日</p>	<p>平成26年12月10日</p>
<p>作成者</p>	<p>日本エネルギー会議事務局</p>
<p>立証趣旨 【分類③】</p>	<p>本書証は、日本エネルギー会議が、平成26年12月3日、平成26年度第43回原子力規制委員会において、有識者会合による評価にかかわらず、原子力規制委員会が審査を行った上で許認可の可否を決定する必要があるとされたことを受け、原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合について検証を行ったものである。</p> <p>本書証によって、「問題の中心は、会合メンバーの人选。このあたりの事情について、今年9月、規制委員に就任した石渡明・元日本地質学会会長（元東北大教授）は（被告注：平成26年12月）3日の定例会合で『有識者会合立ち上げのとき、私は関係学会のうちの一つの会長をしており、人选を要請された。（人选にあたって）過去に原子力発電所の審査、評価に関わった人は選ばないようにという条件を付けられたので選考に大変苦勞した』と、当時を振り返っている。」とし</p>

	<p>て、過去に原子力発電所の審査に携わった学識経験者を排除するという選定方針が採られたために適当な人材を見つけることが困難であったこと（準備書面(26)第4章第2の2(2)（26頁）を明らかにする。</p>
--	--

乙B第151号証

証拠の標目	<p>第百八十九回国会 参議院東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会会議録第九号</p> <p>(国会会議録検索システム http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/189/0187/18907080187009.pdf よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年7月22日
作成者	参議院事務局
立証趣旨	<p>本書証は、平成27年7月8日に開催された参議院東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会における質疑の内容を記録したものである。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田中俊一・原子力規制委員会委員長は、「事業者側の主張も含めまして、その審査の中できちっと私どもとしては審査をし、判断をさせていただく」として、同委員会としては、新規制基準適合性審査において、敷地内破碎帯を含め、事業者と議論を尽くしたうえで、現地調査を実施するなどして、あらためて判断を行うことを明らかにしていること（準備書面(26)第4章第2の2(4)（30頁）：本書証9頁） ・ 新規制基準適合性審査について、新妻秀規議員からの、「適合性審査の場で、例えばこの破碎帯の議論、地質に関わる極めて専門的な議論を行うに当たっ

て、議論をかみ合ったものにするためにはどのような工夫を考えていらっしゃるのでしょうか」、「例えば、事業者側が地質に関わる調査を依頼をした、そういう有識者を審査の場に同席をお願いしたいと、そういうことは認められているんですよね」との質問に対し、原子力規制庁の櫻田原子力規制部長は、「審査は（略）担当の委員（略）それから規制庁の技術系職員が行うことになりますが、規制庁の技術系職員の中にも、昔のJNES（被告注：原子力安全基盤機構）という専門技術の組織にいた職員が今規制庁の職員になってございますし、また民間企業等においてこういった分野の実務経験を持っている者も採用して増強してございますので、そういった専門知識を有する職員によって科学的、技術的に十分な審査ができるのではないかとこのように考えてございます。それから、事業者との間では、認識にギャップが生じないように（略）審査会合後の面談、それによって残された論点をきちんと共有をして次に備えていくという、こういう取組もしっかりと行ってまいりたい」、「審査会合には、例えば申請をした電力会社の職員だけではなくて（略）申請をするために必要だった調査を行った研究所の職員とかという方もこれまで参加してございます。」と回答しており、原子力規制庁は専門的知見を有する技官・スタッフらを多数擁しており、審査会合の前に複数回のヒアリングを開催することで事業者との議

	論を深め、審査会合をより科学的、合理的なものとして している旨説明していること（準備書面(26)第4章 第2の2(4)（30, 31頁）：本書証13, 14頁）
--	--